第3章 自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造

第 1 節 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせて本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯(山岳地域)」、「山地帯(奥山地域)」、「丘陵帯・平野帯(里地里山、田園地域)」及び「海岸帯(沿岸地域)」の4つの地域として認識することができます。

「高山帯・亜高山帯」は、標高がおおむね 1,200m を超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの高山性野生生物が生息・生育していることから、国定公園や県立自然公園に指定されています。

「山地帯」は、標高がおおむね 300m から 1,200m までの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈 の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとす る森林に広く覆われており、低標高域では、戦後 植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工 林が広範囲に見られます。 「丘陵帯」は、標高がおおむね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えられ、伐採自然林の跡地に生じたコナラ、クリの二次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっており、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がっています。これら両地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス 式海岸の北部沿岸地域(岩手県境の気仙沼市から 石巻市まで)と川や隣接海岸から運ばれた土砂が 波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した 砂浜海岸の中南部沿岸地域(石巻市から福島県境 の山元町まで)に二分されます。

1 健全な生態系の保全

(1) 保護地域制度等による保全

① 自然公園

自然保護課

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法に基づく国立公園(わが国を代表する傑出した自然の風景地)1箇所、国定公園(国立公園に準ずる優れた自然の風景地)3箇所、県立自然公園条例に基づく県立自然公園(国立・国定公園以外で県内にある優れた自然の風景地)8箇所、計12箇所、面積171,199ha(県土面積の約23.5%)を指定しています。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、平成19の許可・届出の総件数

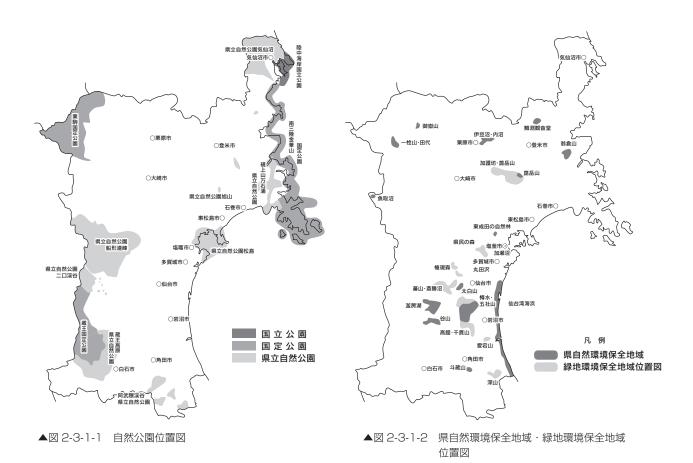
は195件です。

また、貴重な高山植物等を保護するため、特別 地域内の一定植物を指定し、その採取等を原則と して禁止し、盗掘の防止を図っています。

② 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

自然保護課

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として14地域7,815ha、緑地環境保全地域として9地域10,101ha、計23地域、面積17,917ha (県土面積の約2.5%)を指定し(図2-3-1-2)、自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、平成19年度の許可・届出の総件数は19件です。



③ 天然記念物の指定の状況等 文化財保護課

動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物等のうち、学術上貴重で、 我が国の自然を記念するものについては、文化財 保護法や文化財保護条例に基づき天然記念物に指 定されています。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国指定の 天然記念物については文化庁長官、県指定の天然 記念物については、県教育委員会の許可が必要と なります。また市町村指定の天然記念物について は、その市町村の条例の規定によります。

▼表 2-3-1-1 天然記念物の指定の状況

(平成20.3.31現在)

種別	指定	国	県	市町村	計
動	物	7	1	4	12
植	物	15	25	224	264
地質	鉱物	5	2	8	15
Ē	+	27	28	236	291

(2) 生態系保全対策の推進

① 自然公園

自然保護課

栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている 栗駒山山頂付近の雪田植生群(お花畑)は、登山 客の増加に伴い、植生の踏圧による損傷やそれに 起因する土砂の流出が生じ、裸地化面積が年々増 加する傾向にあり、同様に栗駒国定公園の特別保 護地区に指定されている世界谷地湿原は、近年、 湿原の乾燥化やヨシ等の侵入による湿原植生の衰 退が進行しています。

これらの保全対策として、平成19年度は、引き続き、栗駒山雪田植生地域の植生復元の用の挿し穂の採取や土砂流出防止工を実施するとともに、世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササ藪の刈り取り作業をボランティアの協力を得て行いました。

蔵王国定公園の特別保護地区に指定されている 芝草平の湿原植生群落についても、登山客の増加 に伴う植生の踏圧による損傷や土砂の流出による 荒廃が進行しているため、高床式木道等の施設整 備に取り組みました。

南三陸金華山国定公園の特別保護地区等に指定されている金華山島は、ブナ・モミ・イヌシデ等が典型的な垂直分布を示す原生的自然林と野生のニホンジカやニホンザルが生息する生態学的にすぐれた地域ですが、ニホンジカがブナ等の幼樹を採食するため、後継樹が育たず、年々草原化が進行しつつあることから、引き続き、幼樹を鹿の採食から守るための防鹿柵の設置やニホンジカの生息調査等を実施しました。

② 県自然環境保全地域等 自然保護課

魚取沼県自然環境保全地域内に生息するテツギョについて、陸化と富栄養化の進行に伴い、テツギョが生息しにくい環境へと遷移していくことが懸念されることから、引き続きモニタリング調査を実施しました。

③ 河川 河川課

生物の生息環境の確保と良好な自然景観の保全・創出を目的として、改修中の全河川に関し、瀬や淵を創出する「多自然川づくり」を推進しています。

④ 農業地域

ア 環境にやさしい農業の推進

農業園芸環境課

農業は、食料の生産という日々の生活と直結 した産業であるとともに、水や緑、水辺の生き 物といった自然環境の保全に大きな役割を果た しています。また、昨今求められている未利用 有機物の農地への有効利用は、地域の環境保全に貢献するばかりでなく、農業の生産基盤である土壌の生産性を高める技術として注目されています。近代農業においては、化学合成農薬・化学肥料などの各種資材の利用により作物の生産性は飛躍的に拡大しました。しかしその一方で、農薬や肥料による環境への負荷が指摘され、課題となっています。このことから、環境に負荷を与えない生産活動の実践・努力が必要となり、生産者自身の意識向上が重要となっています。

県では、環境保全型農業の普及・定着、生産者の意識の向上を図るため、各種セミナー・研修会の開催や啓発リーフレットの配布を行うとともに、平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき農業者が具体的に取り組む農業生産方式を整理・提示し、たい肥等による土づくりや化学合成農薬及び化学肥料の使用低減を図る農業者の育成に努め、環境への負荷低減を推進しました。また、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に農業者ぐるみで取り組む先進的な営農活動を支援し、定期的な有益昆虫等の調査、浅水代かき等水系への汚水等の流入防止対策などを推進しました。

家畜排せつ物等については、有機質資材としてリサイクルするためのたい肥等生産施設の整備や流通体制の強化について推進しました。また、作物生産の基礎となる土づくりについては、たい肥等の適正な施用について指導しました。

農薬の使用については、病害虫発生予察に基づいた適期防除を基本に耕種的、物理的及び生物的防除技術を用いた総合防除の指導を図るとともに、天敵利用による防除等環境負荷低減のための新たな技術の開発・普及に努めました。

化学肥料の施用においては、土壌診断に基づく適正な施肥方法を基本とし、局所施肥や肥効調節型肥料の使用により、施用量を減少させる技術を推進しました。

今後とも、長期的視点に立ち、農業の生産性 の維持と環境保全との両立を可能とする環境に やさしい農業の普及・定着を推進します。

イ 水辺の生態系の保全

農村振興課

平成13年6月に改正された土地改良法においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置づけられました。

ほ場整備事業等の農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した「田園環境整備マスタープラン」を基本に、事業実施に係る水生生物及び動植物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開しています。

また、実施方針の作成に当たっては、地域住民参画のもとに、「田んぽの生きもの調査」等を事前に実施し、地域との合意形成を図りながら進めているとともに、有識者等の第三者で構成する専門委員会(環境配慮検討協議会)を設置し、指導・助言を得ながら計画を策定しました。田園環境整備マスタープラン作成市町村:26市町村環境配慮実施方針作成地区:85地区

⑤ 森林 森林整備課

森林は多種多様な生物の生息の場を提供し、生 態系の保全や生物種を保存する役割を有していま す。これらの森林の持つ機能が高度に発揮される 多様かつ健全な森林を整備するため、間伐の実施 や複層林・混交林(異なる樹齢や樹種から成る森林) 及び広葉樹林造成等を推進しました。

特に、人工林については、平成17年5月に策定された「宮城県間伐等推進計画」に基づき、森林の健全性を確保していくための間伐を重点的に取り組みました。

⑥ 漁場 水産業基盤整備課

沿岸漁業や養殖業の盛んな内湾域や河川における漁場環境の監視、漁業被害の未然防止や被害発 生時の迅速な対応が求められています。

このため、気仙沼湾、志津川湾、松島湾及び鳴瀬川の水質や底質、底生生物等の調査等による漁場環境の監視や情報の収集を行うとともに、被害の防除措置への対応を行うことにより、内湾域及び内水面漁場の保全に努めています。

2 生態系ネットワークの形成

生態系(ある地域における食物連鎖などの生物間の相互関係と生物を取り巻く大気や水、土壌などの無機的環境の間に生じる相互関係とを総合的にとらえた生物社会の一つのまとまり)を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、かつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望まれます。

そのためには、適切な規模の保護地域を確保しながら、開発行為等を自然環境の保全に配慮したものに誘導するとともに、生物多様性に富む里地里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるなど、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

こうしたネットワークの形成に向け、本県では、 平成14年3月に「宮城県自然環境共生指針」を策 定し、生態系ネットワークの実現を重要課題と位 置づけるとともに、関連各種施策を関係行政機関、 関係団体、県民と一体となって推進してきました。

平成18年度には、宮城県自然環境保全基本方針を改定し、生態系ネットワーク形成を施策の基本目標の1つとして明記し、改めて、「保全地域」「回

自然保護課

復地域」とその両者を結ぶ「コリドー(生態的回廊)」から形成される生態系ネットワークの考え方 を示しました。

平成19年度には、ネットワーク形成に向けた保全地域の拡大として、愛宕山県緑地環境保全地域(亘理町)の区域拡大や、新たな県指定鳥獣保護区及び休猟区等の指定を行いました。

第2節 生物多様性の保全及び自然環境の再生

1 希少野生生物の保護対策

(1) 希少野生生物の保護

わが国では、平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レットデータブック - (脊椎動物及び無脊椎動物)」が発行され、平成4年には「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」が施行されるなど全国レベルにおける数々の施策が展開されてきました。

本県では、平成12年度に「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レットデータブック-」を、平成13年度にはその普及版を作成し、市町村や各種団体、教育機関等へ配布し、普及啓発を図っています。また、一般県民などからの希少野生生物の保護に関する照会に対して、指導・助言を行い、希少野生生物種の保護と普及啓発に努めています。

特に、イヌワシ、クマタカ、オオタカを主に、 希少猛禽類の保護を図るため、開発行為の事業者 等に対して、その保護を要請するとともに、営巣 期には工事を行わない等、事業との調整などの指 導を行っています。

(2) 内水面外来魚対策の進行状況 (ブラック バス駆除対策)

水産業振興課・水産業基盤整備課・自然保護課 本県の河川・湖沼のおかれている現状をみると、 生活雑排水等の流入による水質悪化などの水辺環境の変化に加えて、ブラックバス等の外来魚の侵入による影響が懸念されています。

ブラックバスは、既に多くの内水面漁場(共同漁業権の設定区域)内において、漁業者等により混獲又は目視により確認されており、人為的放流などにより生息域を急速に拡大しています。また、ブラックバスは魚食性があり、繁殖力・環境適応力も強く、在来のタナゴ・ワカサギ・フナ等を捕食し、漁業や生態系に影響を与えています。

このようなことから、外来魚の生息域・成長・繁殖などの生態や在来魚種への影響を明らかにし、生息域拡大防止を目的とした実態調査などを行うとともに、在来小魚保護のためのヤナギ枝条を利用した人工魚礁の設置や漁業者団体が実施する駆除事業を支援しました。伊豆沼・内沼では、ボランティアで構成する「バス・バスターズ」が、人工産卵床を利用してブラックバスの卵、稚魚及び親魚の駆除を進めています。また、内水面漁場管理委員会指示によりブラックバス等の再放流を禁止し、内水面漁業への被害の軽減や生態系の回復に取り組んでいます。

2 野生鳥獣の保護管理対策

(1) 鳥獣保護区等の整備

自然保護課

① 鳥獣保護区

鳥獣の適正な保護繁殖を図るため、県土面積の約20%に当たる157,555ha(99箇所)を鳥獣保護区として指定しており、当該区域での鳥獣の捕獲を禁止するとともに制札の設置等を実施しています。

② 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、その生息環境を保全するため一定の行為が制限される特別保護地区として10,196ha(12箇所)を指定しています。

③ 休猟区

狩猟を一時的に禁止して狩猟鳥獣の生息数の 自然回復を促進し、狩猟の永続化を図るため 77,024ha(41箇所)を休猟区として指定しています。

④ 特定猟具使用禁止区域(銃)

住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域として44,072ha (91 箇所)を指定しています。

⑤ 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域として18,664ha (75 箇所)を指定しています。

⑥ 指定猟法(鉛製ライフル弾)禁止区域

鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域として 7,927ha(1 箇所)を指定しています。

(2) 鳥獣保護対策

自然保護課

① 傷病野生鳥獣救護

様々な要因によって傷病を負った野生鳥獣のうち、治療が必要なものについては、県内12箇所の動物病院等の協力を得て治療を行い、治療を終えた野生鳥獣のうち早期野生復帰が困難なものについては、県民ボランティアである「アニマルレスキュー隊員」に一時飼養を依頼しました。

また、平成19年4月に策定した「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」に基づき、行政と獣医師会等関係機関、NPO、ボランティア等が適切な役割の下で連携協力した効果的かつ機動的な傷病野生鳥獣救護システムの構築及び運用を目指して、救護活動研修会や関係機関による情報連絡会を開催するとともに、リハビリスペースや鳥獣保護センターの整備について検討しました。

② 大型獣類の保護管理

ア ニホンザル

「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」に基づき「追い上げ」等諸対策を実施し、一部の奥山の群には改善が見られました。

イ ツキノワグマ

「ツキノワグマモニタリング調査」により学習

放獣の効果測定及び遺伝子解析による県内のツキノワグマの由来の解明など保護管理計画の基 礎資料の収集を行いました。

ウ ニホンジカ

牡鹿半島及び周辺部における農林業・生活環境被害の低減を目指し、保護管理計画策定に向けた生息状況調査及び検討会を開催し計画の原案を作成しました。

エ イノシシ

県南部を中心とした農業被害の拡大の低減を 目指し、遺伝子解析調査及び検討会を開催し計 画の原案を作成しました。

③ 希少種情報データベース

自然環境や生物多様性の指標となる希少野生動植物の生息・生育状況に関して、国、県をはじめ、大学等調査研究機関、民間研究団体、県民等から広く情報提供を得てデータベース化し、情報の共有化及び一元化を図ることにより、自然環境に配慮した開発事業の実施や自然環境保護・保全活動を行うため、平成20年度から「希少種情報データベース」を整備することとしています。

3 地域協働を基本とした自然環境の保全と再生

自然保護課

(1) 伊豆沼・内沼環境保全対策

伊豆沼・内沼は、ハクチョウ類やガン類など数多くの水鳥の渡来地として、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区、国の天然記念物の指定を受け、また、国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」の登録湿地にもなっています。その保全対策として、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画(平成5年3月策定)」に基づき、各種事業を実施してきましたが、平成19年度からは、自然再生推進法に則った自然再生事業として、NPO法人や関係団体等と一体となって地域協働を基本とした総合的な環境保全・再生を図るべく、同法に基づく自然再生協議会設立に向けた準備委員会を組織し、合わせて、沼に関する基礎調査(地形測量及び水質改善対策基礎調査)を実施しました。

(2) 蒲生干潟自然再生

蒲生干潟は、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県自然環境保全地域に指定され、国際的にも重要な野鳥の中継地、繁殖地、越冬地となっています。

平成17年度に、自然再生推進法に基づく「蒲生 干潟自然再生協議会」を設立し、平成18年度には、 同協議会において、自然再生の対象区域、目標、 参加者の役割分担等、基本的な方向性について「蒲 生干潟自然再生全体構想」を策定しました。

平成19年度には、同構想を実現するための具体的な事業実施計画の1つとして、干潟・砂浜修復事業実施計画を策定し、消失した干潟面積を今後復元していくための具体的な方策を決定しました。

また、1980 年代半ばまで相当数が蒲生干潟の砂 浜地域で繁殖していたが、近年、営巣が激減して いるコアジサシの繁殖活動を復元すべく、立入規 制区域の設置、デコイ(疑似おとり用模型)の設 置等を行いました。

第3節 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

自然保護課

1 自然環境の保全に係る情報の効果的活用

自然環境を適切に保全するためには、まず自然環境の現状を具体的に把握した上で、時間の経過とともに生じる変化をモニタリングし、その原因を究明しながら効果的・効率的な対策を柔軟に講じる必要があります。

また、自然環境の保全・再生の実現に向けた適切な施策の立案や選定に当たっては、高度な専門的知識や技術に基づく、動物や植物、地形、地質などの自然環境要素に関する基礎調査の実施及び自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立の推進が必要であり、得られた自然環境に関するデータや知見が、専門家や行政機関のみに留まることのないよう、それらを広く県民に公開・提供し、自然環境の保全に向けた各主体の

取組がより一層促進されるよう努める必要があり ます。

平成19年度には、こうした自然環境要素に関する基礎調査として、自然公園に関しては、南三陸金華山国定公園内の金華山島における植生復元事業に伴い実施しているニホンジカの頭数等調査及び植生調査を引き続き実施しました。

また、鳥獣保護行政推進の基礎資料とするため、 ニホンジカ(牡鹿半島)、イノシシ、ツキノワグマ、 ガン・カモ・ハクチョウ類等の県内野生鳥獣の生 息状況を調査しました。

これらの調査結果の多くは、県のホームページ に掲載したり調査報告書として公開し、情報提供 しています。

2 多様な主体との協働による自然環境保全活動の推進

自然環境の保全に関する問題は、県民すべての日常生活全般にかかわることであり、近年、NPOをはじめ企業など多様な主体による環境保全活動も活発化しています。その推進に当たっては、行政、県民それぞれが、共通認識の下に連携・協力して行動することが不可欠であり、自然環境の保全に関する施策を効果的に展開するためにも、多様な主体との協働を強力に推進するとともに、県民自らが積極的に自然環境の保全活動に取り組むことができるよう、専門的な知識を有する指導者の育成や各種の活動情報の提供、交流や研修機会の確保などを通じて、NPOをはじめ多様な主体の育成・支援に努める必要があります。

平成19年度には、地球温暖化防止など森林が有する多面的機能を持続させ、森林の整備・保全を社会全体で支える県民意識を醸成すべく、県民が公募により森林づくり活動に直接参加する機会を提供する「みどりのふるさとづくり活動推進事業」を実施しました。また、県民や企業などの多様な

主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、 「みやぎバットの森」を造成しました。

また、社会貢献として森林づくり活動を希望する企業に対して、そのフィールドを斡旋する「みやぎの里山林協働再生支援事業」を実施しました。

自然公園等の環境保全においては、栗駒国定公園における植生の保全再生のため、山頂付近におけるミネヤナギの植栽や雑草の除去及び世界谷地湿原におけるヨシ等の刈り取りをボランティアの協力により実施したほか、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の山岳環境の適正利用を啓発する山岳環境サポート事業を実施しました。

また、専門的な知識を有する指導者の育成確保では、森林を利用した自然体験や自然観察などの野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成する「森林インストラクター養成講座」のほか「みやぎ自然環境サポーター養成講座」を実施しました。

3 自然環境を大切にする心をはぐくむ自然とのふれあい

国立・国定公園などの自然公園や県民の森をは じめとする森林公園などは、気軽に自然とふれあ い自然に対する理解を深める場として重要な役割 を担っていることから、多様な県民ニーズに配慮 した公園・空間づくりに努めるとともに、自然環 境の仕組みや成り立ち方などの普及啓発に積極的 に利活用することが必要です。

平成19年度は、県民の森、昭和万葉の森、こもれびの森等の森林公園をはじめ、伊豆沼・内沼サンクチュアリ・センター、蔵王野鳥の森自然観察センター等の施設において、県主催をはじめ、様々な主体により各種自然観察会や自然体験活動等が開催されました。

各種自然観察会や自然体験活動の開催情報については、各開催主体が、それぞれの情報媒体により発信しており、利用者にとっては、必ずしも県全体の情報を容易に把握できないことから、県のホームページに「みやぎ自然ふれあい情報の森」を開設し、情報を一元化して提供できるようにしました。

第4節 やすらぎや潤いのある生活空間の創造

1 身近な地域の緑化の推進

(1) みどりの文化の創造計画の推進

都市計画課

本県では、県民一人ひとりが緑を守り、増やすことを通じて、郷土の特性を生かした緑豊かな生活環境づくりを進めるため、「みどりの文化の創造計画」を平成4年度に策定した。この計画のプロジェクト事業である「みどりのクニづくり事業」を積極的に推進しており、「みどりをまもる」、「みどりをふやす」、「みどりを育てる」、「みどりを楽しむ」の4つの柱のもとに、関連施策の効率的展開に努めています。

① 百万本植樹事業 都市計画課·自然保護課

「百万本植樹事業」は、県土緑化の先導的モデル 事業として、県の公共施設に幅広く植樹を行い緑 のネットワークを形成させ、さらに市町村や民有 地の緑化事業を支援するもので、平成19年度は、 県の公共施設において5箇所177本の植樹を行い、 4市5町に1.865本の緑化木を配布しました。

② 宮城みどりの基金

自然保護課

「宮城みどりの基金」は、県民総参加でみどりを育てる施策として、平成22年度までに10億円の基金の造成を目標として、平成5年に設置されました。

基金の運用益等により、緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用されています。平成19年度末の基金造成額は、311,703千円となっています。

▼表 2-3-4-1 みどりのクニづくり事業構成施策事業

区分	施策名	担当課(室)	事業期間	事業内容
	みやぎ未来の森林整備事業	環境生活部 自然保護課	H2 ~ H22	県内の拠点となる森林を整備し、県民の共有の財産として後世に 継承する。
	野鳥の森維持管理事業	同上	H6 ~	野鳥の森等の施設を維持管理して、県民がいつでも自然に触れ合 える場を提供する。
みどりを	栗駒山自然景観保全修復事 業	同上	H5 ~ H20	自然と景観を保全するとともに自然と人間のかかわりについて考 える場を整備する。
まもる	保安林整備事業	農林水産部 森林整備課	H5 ∼ H20	保安林機能の維持増進と潤いのある自然環境の創出を図る。
	県有防災林管理事業	同上		海岸沿い等に造成された森林の公益的機能の維持・増進を図る。
	歴史かおる潮騒の森整備事 業			
		環境生活部 自然保護課	H5 ~ H22	家族及び地域の緑化を推進し、快適な生活空間の醸成を図り緑化 思想の啓発、人と環境にやさしい県土づくりを促進する。
みどりを ふやす	百万本植樹事業	土木部 都市計画課	H5 ~ H20	県の各種公共施設に積極的に植樹を行い、緑の量と質の確保を展開することにより、身近な環境の改善、良好な環境の創造を図る。
	都市公園整備事業	土木部 都市計画課	_	都市環境の改善、公災害の防止、県民レクリェーション需要に応 える広域公園を整備する。
	みやぎ森林とのふれあい フェスティバル開催事業	環境生活部 自然保護課	H5 ~ H22	緑の文化創造のアプローチプラザとしてみどりの関連行事を一本 化して緑の大切さをアピールするため開催する。
みどりを 育てる	宮城みどりの基金造成事業	同上	H5 ~ H22	緑化運動の展開を通じて基金の造成を図り、みどり資源のもつ環境・文化的資源の価値を高めみどり豊かな県土をつくる。
	自然とのふれあい事業	同上	H11 ~	自然教室や自然観察会など、広く県民に対して自然とふれあう機 会を提供することにより、自然保護思想の普及啓発を図る。

第2部 環境保全施策の展開

▼表 2-3-4-2 百万本植樹事業実績表 〈過年度実績表(H5~H19)〉

事業区分	事業箇所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	仙台市 外 578 箇所	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	140,492本
県有公共施設緑化事業	東北歴史博物館 外 110箇所	庁舎・諸施設等への植樹	36,066 本
合 計	688 箇所		176,558本

▼表 2-3-4-2 百万本植樹事業実績表 〈平成 19 年度事業実績概要〉

事業区分	事業箇所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	石巻市 外 3市6町	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	1,865本
県有公共施設緑化事業	石巻市 外 2市1町	庁舎・諸施設等への植樹	177本
合 計			2,042 本

(2) 都市公園の整備 都市計画課

生活様式や価値観の変化に伴う多様なニーズとともに、防災や環境面で緑とオープンスペースのもつ機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる種々の都市公園の整備が要求されてきています。このため、下記の計画軸により地域バランスを考慮し、都市計画事業はもとより、種々のまちづくりや地域開発等の諸地域計画等と連携させながら進めることが必要であり、特に市街地においては、より効果の高い整備を促進して良好な生活環境を目指すことが重要です。

- すぐれた自然環境を構成する緑地の保全・保護 (環境)
- 地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全・整備(歴史文化)
- すぐれた景観資源の保全・整備(景観)
- 日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション・コミュニティー活動空間の整備(レクリエーション)
- 都市災害の防止や緩和及び避難地や防災拠点となる緑地の整備(防災)

公園緑地がもつ機能は、空間としての「存在効用」と利活用の場としての「利用効用」の2つが考えられますが、単なる施設の提供だけでなく管理を通してはじめてその機能が発揮されるものであり、また、施設の維持管理と併せて利用者のニー

ズに対応したよりよいサービスを図る利用運営が一段と重視される時代に入ってきています。公園緑地をより魅力ある環境として保持するためには、これらの諸機能を適正に維持し、利用を促進させるという本来の目的を達成させることが重要であり、公園緑地の配置や整備計画と調整を図りながら、効果的、効率的な管理運営を行っています。

(3) 道路緑化の推進

道路課

本県では、「人と自然の協調システムの確立」、「快適環境の地域づくりの推進」、「環境にやさしい地球市民生活の展開」、「良好な沿道環境の創出」を道路環境形成の基本方針として、森と海の豊かな自然に恵まれた宮城県の地域特性を踏まえ、自然環境・地球環境・生活環境といった様々な視点から、新たな道路環境の創造を目指して事業を行っています。

さらに、道路緑化については、都市地域、田園 地域、森林地域の3つの地域において、それぞれ の緑の現状を考えた道づくりや、各地域別に「緑 をふやす」、「緑を活かす」、「緑をまもる」の3つ の基本方針のもと、県土の豊かな緑を活かし、都 市と自然が調和したゆとりと潤いのある緑の道路 づくりを推進しています。

▼表 2-3-4-3 都市公園開設推移

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19
都市公園面積(ha)	2,656.90	3,040	3,092	3,117	3,137	3,161
都市公園箇所数 (箇所)	2,269	2,334	2,401	2,422	2,465	2,505
都市計画区域内人口(千人)	2,017	2,014	2,019	2,019	2,044	2,045
1人当たり都市公園面積(㎡/人)	13.17	15.09	15.31	15.44	15.35	15.46

2 身近な水辺環境の保全と創出

(1) 親水空間の整備

河川課

河川の豊かな自然環境は、多様な動植物の生息環境を支えるとともに、美しい景観を形成しています。人々が河川に近づき自然と親しむことができるよう、環境学習や癒し等の場として、親水空間の整備を推進しています。

(2) 港湾内緑地の整備 港湾課

港湾内緑地は、建造物が与える景観的圧迫感を

緩和させ、景観的に単調な空間に変化を与えることで、働く人に快適な就労環境を提供するだけではなく、レクリエーションやウォーターフロント等憩いの場として広く県民に利用されています。

このように県民に親しまれる港湾の環境形成の ための中核施設として、港湾内緑地の整備を進め ています。

▼表 2-3-4-4 港湾内の主な緑地・公園

港名	緑地・公園名	面積	施設概要
仙台塩釜港 (仙台港区)	仙台港中央公園	91 ∓m²	展望台、親水広場、テニスコート等
//	仙台港みなと公園	37 ∓m²	遊具、噴水、野球場等
//	湊浜緑地公園	69 ∓m²	海水浴場、階段護岸等
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中の島地区緑地	24 ∓m²	野球場、テニスコート等
石巻港	雲雀野東緑地	102 ∓m²	(整備予定)
//	雲雀野西緑地	138 ∓m²	(造成中)

▼表 2-3-4-5 主な海岸環境整備施設

事業	海岸名	地区名	施設概要
漁港	石巻漁港	長浜	堤防、遊歩道、緑地、広場
無危 	網地漁港	網地	護岸、離岸堤、緑地、広場
	仙台塩釜港海岸(離島)	桂島(前浜)	人工リーフ、階段護岸、遊歩道
港湾	//	寒風沢(前浜)	離岸堤、階段護岸
	仙台塩釜港海岸	湊浜	離岸堤、親水護岸、遊歩道

(3) 漁港環境整備 水産業基盤整備課

漁港の環境向上に必要な施設を整備するとともに、水域の環境を保全することによって、漁港における環境の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成することを目的としています。

現在、磯崎漁港(県・松島町)で水域空間の有 効活用のため親水施設並びに漁港環境の有効活用 のための広場等の整備、桂島漁港(県・塩竈市) で地域と観光客との交流の場を創造するための施 設整備を行っています。

(4) 海岸環境整備 水産業基盤整備課・港湾課

高潮、波浪等の自然災害から沿岸住民の生命財産を守るため海岸保全施設の整備を実施しています。護岸形式として緩傾斜堤を採り入れるととも

に緑化するなどして、自然景観やその他の周辺景観と調和のとれた施設を石巻漁港長浜地区に整備するなど、国土保全と調和を図りながら県民に親しまれる魅力ある海岸の景観形成を進めています。

(5) 地域用水環境整備と水質保全機能の増進

農村整備課

農村地域に広範囲に存在する水路、ため池等の 農業水利施設や水辺公園等の親水・景観・生態系 保全施設の整備等により、農業用水が有している 生活用水、防火用水、景観・生態系保全等の地域 用水機能の維持増進を図り、地域住民への憩いと 安らぎの空間を提供しています。

また、水質汚濁に起因する障害を除去するため、 水質保全対策事業を実施して農業用水の水質を保 全するとともに、公共用水域へ流出する農業排水

第2部 環境保全施策の展開

の水質浄化を図っています。

▼表 2-3-4-6 平成 19 年度実施した地域用水環境整備事業

地区名	旅行場所	事業概要
渋川	大崎市	親水水路 L = 0.2km
手代木沼	角田市	ため池整備 一式
昆布沼	石巻市	ため池整備 一式
美代川	加美長	親水施設 一式
元禄潜穴	松島町	歴史資料保管庫

▼表 2-3-4-7 平成 19 年度実施した水質保全対策事業

地区名	旅行場所	事業概要
切伏沼2期	大崎市	附帯工 一式

3 美しい景観の形成

(1) 宮城県景観形成指針

平成16年に景観法が制定され、景観への取組が国の施策として位置付けられたことを踏まえ、県内各地域における景観資源を発掘・活用しながら、美しい景観を保全・創造していくためには、行政・民間及び地域住民が連携し、協力していくための総合的な施策の推進が必要であることから、有識者からなる「みやぎ景観懇話会」を設置し、「新・宮城県景観形成指針」を策定しました。

都市計画課

また、景観形成を支える県民意識の醸成に向けた普及啓発の一環として、私たちが守り、次世代に伝えていきたい身近な景観を「みやぎ・身近な景観百選」として募集し、平成20年度に選定しました。そのほか、県民の意識の中に、生活の中の身近な問題として景観を捉え、自らの問題意識から自発的な行動を促せるよう、「みやぎ景観フォーラム」を開催するなど、県民意識の高まりが図られるよう、積極的に施策を展開しています。

(2) 広告物景観対策 都市計画課

屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示、設置等について、地域の土地利用等に応じた必要な規制を行うとともに、地域の景観と調和した屋外広告物の表示、設置等を誘導することにより、県土の良好な景観の形成、風致の維持及び屋外広告物による公衆への危害の防止を図っています。

禁止広告物、禁止物件を定めるとともに、禁止 地域、許可地域を定め、許可地域において、屋外 広告物を表示・設置しようとする者は、知事の許 可を受けなければならないこととしています。ま た、電柱等の違法なはり紙を減らすため、平成 17年7月にボランティアによる違反広告物除却サ ポーター制度を発足させ、活動していただいてい ます。

また、従来は届出制であった屋外広告業につい

て、屋外広告物法が平成16年改正されたことに伴い、営業停止命令等のペナルティーを課すことができる登録制を導入することができるようになったことから、平成17年7月から屋外広告物業の登録制度を採用し、悪質業者の排除と優良業者の育成に努めています。

(3) 電線類の地中化 道路課・都市計画課

日本の都市に比べ、欧米の都市の方が街並みが 美しく、その要因のひとつに、立ち並ぶ電柱と空 を横切る電線のないことが挙げられます。

道路から電柱・電線を無くす無電柱化に対する 要請は、歩行空間のバリアフリー化、避難路の確 保等、都市防災対策及び良好な住環境の形成等の ほか、歴史的な街並みの保全等、美しい景観形成 の観点からも強く求められています。

現在、県では無電柱化推進計画 (H16年度~H20年度) に基づき、まちなかの幹線道路や歴史的街並みを保全すべき地区等、良好な都市景観の形成を目的として電線共同溝事業を推進しています。

- 平成18年度~平成20年度 一般県道名取停車場線(都市計画道路名取駅閖上線)
- 平成17年度~平成20年度 主要地方道塩釜吉岡線 (都市計画道路北浜沢乙線)

4 個性ある地域づくりの推進

(1) まちづくりの支援

① 身近なまちづくり支援街路事業

都市計画課

日常生活の豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い街路空間の整備に対するニーズが高まっている。このため、地域の特性を生かした個性のあるまちづくりに取り組もうとする地区を対象に、身近なまちづくり支援街路事業を実施しています。

塩竈市の鹽竈神社周辺地区においては、鹽竈神社をはじめとする歴史的遺産や古くからの造り酒屋や味噌醤油屋など歴史的建築物が多いことから、これらを活用した個性あるまちづくりの支援を進めています。

その中で、幹線道路や歩行者ネットワークを形成する地区内道路の整備に当たっては、車道の拡幅、歩道の設置、電線類の地中化、舗装や照明灯のグレードアップなど総合的な街路整備計画を地元関係者の参画の基に立案し、良好な居住環境の確保、安全で快適な交通環境の整備、地元商店街の活性化を誘導する集客力の向上などを図ることを目途に県では、都市計画道路北浜沢乙線の街路事業を進め、平成20年度で完成する予定です。

② まちづくり交付金

都市計画課・住宅課

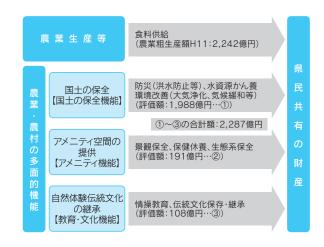
地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度から施行している事業です。

本事業の事業主体は市町村であり、各市町村が 策定した「都市再生整備計画」に基づき事業を推 進しており、平成20年度は13市町17地区におい て事業中となっています。

(2) 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増 進 農村振興課

農業・農村は、農業生産のほかに、洪水の防止や美しい田園景観の保持、緑豊かで心安らかな場の提供、さらには環境・情操教育の場や伝統文化の継承等、様々な役割を持っており、それらは、今日では農業・農村の多面的機能と呼ばれています。

平成19年度は、これら農業・農村の持つ多面的機能について広く伝えるため、親子バス見学会やみやぎまるごとフェスティバル等のイベントを活用した広報活動を実施しました。また、平成19年度から、農地・水・環境保全向上対策が実施され、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となって保全向上する共同活動を支援しています。



多面的機能の評価方法

機能	評価方法
国土保全機能	
洪水防止機能	水田及び畑、ため池の大雨時における貯 水能力を治水ダムの設置費等により評価
土壌浸食防止機能	農地の耕作により抑制されている推定土 壌浸食量を砂防ダムの設置費により評価
土砂崩壊防止機能	水田の耕作により抑制されている土砂崩壊 の推定発生件数を平均被害額により評価
水資源かん養機能	水田用水を河川に安定的に還元して再利 用に寄与する能力を利水ダムの設置費等 により評価
大気浄化機能	大気中の NO2、SO2 の田畑における推定 吸収量を排煙脱硫・脱硝に要する費用に より評価
気候緩和機能	水田による周辺大気の気温低下効果を夏 場の冷房電気料金により評価
アメニティ、教育・文化機能	アンケート調査により、5機能を提示し、 回答者の支払い意思額をたずねる手法に より評価

▲図 2-3-4-1 農業・農村の多面的機能の分類、多面的機能の評価方法

(3) 中山間地域の総合的対策

農村振興課・農村整備課

中山間地域は、過疎化・高齢化に伴う農業の担い手不足や、地理的条件が不利なことから、耕作放棄地の増加、農林業生産活動の停滞や地域活力の停滞が大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、地域の特性を活かした農林業の振興をはじめ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等、定住化に関する施策を推進するとともに、国土保全や水源のかん養など、中山間地域の有する多面的機能の維持を図ります。

▼表 2-3-4-8 中山間地域に対する主な事業の実施状況

事業名	実施地域	内 容
元気な地域づくり交付 金(旧)新山村振興等 農林漁業特別対策事業	本吉町	景観・自然環境保全施設 の整備
中山間地域等直接支払交付金事業	白石市ほか 13 市町	耕作放棄地の発生防止、 多面的機能の確保、担い 手育成による農業生産活 動の維持等
活力ある山里づくり支 援事業	県下中山間 地域	宮城県中山間地域活性 化推進協議会への支援、 中山間地域等直接支払交 付金事業における集落協 定活動の推進
中山間地域総合整備事業	丸森町ほか 2市町	は場・農道整備、農業集 落道整備等の生産・生活 環境基盤の整備
中山間地域農村活性化事業(基金)	県下中山間 地域等	地域住民活動を推進する 人材の育成及び農地や土 地改良施設が有する多面 的機能の維持・保全活動 への支援

(4) グリーン・ツーリズムによる農村振興

農村振興課

グリーン・ツーリズムは都市と農山漁村が交流 することによって、都市住民に憩いや安らぎを与 えるとともに、農山漁村の住民にとっても、豊か な地域資源を再発見し、誇りをもって地域資源を 保全する意識啓発のきっかけになっています。

平成19年度は、グリーン・ツーリズムを推進するために、各地方振興事務所に設置した相談窓口の運営とともに、市町村が実施する「グリーン・ツーリズムモデル構築支援事業」に助成したほか、グリーン・ツーリズムアドバイザーを派遣し、農山漁村のグリーン・ツーリズム実践者の人材育成等を図っています。また、平成17年度に設立された民間主導の「みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会」の活動を支援するとともに、協議会が開設したホームページ「みやぎまるごとツーリズム」の運営を支援し、グリーン・ツーリズム実践者と消費者の広域的なネットワーク形成と積極的な情報発信を図っています。

平成19年10月には、「みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会」と蔵王町が中心となって、「第2回みやぎグリーン・ツーリズムネットワーク蔵王大会」を開催し、実践者と都市住民などが一堂に会して意見交換や懇談会を行い、相互理解を図りました。